

# 意見書

平成 13 年 6 月 25 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 111-8061

(ふりがな) とうきょうとたいとうくあさくさばしごちようめにじゅうばんはちごう  
住 所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

(ふりがな) ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシーかぶしきがいしゃ株式会社

代表取締役社長 サイモン・カニンガム

メールアドレス a.kobayashi@cw.com

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 6 月 12 日付け情審通第 118 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、意見提出の機会を賜り誠に有り難く存じます。弊社の意見は以下のとおりです。どうぞ高配下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

### **1. 線路設備調査の回答までの標準的期間**

加入者区間については中継区間に比べ調査はより容易と思われることから、加入者区間については中継区間についての回答期間とは別により短期間の回答期間を定めていただきたい。加入者区間については回答期間は一週間とし、この期間内に回答できないときはその旨を理由とともに回答することとしていただきたい。現在、専用線については他事業者はN T T東西殿より2週間程度で提供可否の回答をいただいている場合があり、他事業者としてこれに競合してサービス提供するためにはN T T東西殿より一週間程度で回答をいただくことが必要となります。なお、回答期間をより短期とするためにはN T T東西殿の調査対応部門の人員増など体制強化もご検討いただきたい。

### **2. 提供不可の理由**

#### **・ 接続約款案第10条の9の2項(1)、(3)、(4)および(5)について**

ここに記載された理由により提供を不可とする場合は、その理由を具体的に説明していただきたい。なお、現用芯線はルートによっては希少資源であるため、その利用は公共性がより高いことからまず第1種電気通信事業者に優先的に認められることとすべきと考えます。

#### **・ 接続約款案第10条の9の2項(2)について**

「利用予定がすでにあり、かつ...敷設計画がない」との理由については、利用予定の主体が誰であるのか、どのようなサービスのために利用するのか、どのくらいの需要を見込むのか、いつから利用する予定であるかを具体的に開示していただきたい。利用予定については、あまりに長期間に亘る予定である場合他事業者へ提供される芯線がない、あるいは極端に少ないこととなりますので、1年程度の期間内の予定であることとしていただきたい。

### **3. 提供予定時期の回答**

- ・ N T T東西殿より現時点において提供不可と回答する場合、提供予定があるのであればその予定時期について開示していただきたい。なお、提供予定時期については、各事業者のネットワーク構築計画が円滑に策定可能となるよう、N T T東西殿は光ファイバ設備の敷設計画を改定するごとに（少なくとも毎年一回は改定し）公表すべきこともご検討いただきたい。
- ・ ある事業者が調査申込みをしてN T T東西殿より提供不可と回答があったものの将

来において提供可能となった場合には、当該事業者には再度調査申込みをすることなく提供が可能となった時点でこれを直ちに通知されることとしていただきたい。提供可能時期が予定より早まり、当該事業者がこれを知らず他事業者が先に申し込んだような場合、他事業者にまず提供されることになってしまいます。このような事態は公正の観点から問題と考えます。

#### **4. 申込みの一社集中の防止**

他社排除の目的や自社が排除されることへの防衛的な目的のため、ある区間について特定の事業者が全てあるいはほとんど全ての芯線について申し込みを集中する懸念があります。このような一社による光ファイバ設備の独占は許されるべきではなく、利用を希望する事業者に公平に提供されることとしていただきたい。なお、公平な利用を期すため、御省による裁定を得ることが可能とするような措置も検討すべきかと考えます。このような場合、公共性がより高い第1種電気通信事業者に優先的に利用が認められることとすべきと考えます。

#### **5. 接続開始せずに1年経過した場合の解約**

接続約款案第10条の10の2項によれば提供可能時期の回答から1年以内に接続を開始しなければならないこととなっており、接続せずに1年が経過した場合NTT東西殿は契約違反で解約が可能と理解いたしますが、1年経過後は必ずNTT東西殿は直ちに解約し、解約に係る光ファイバ設備は他事業者へ提供可能とすることとしていただきたい。

#### **6. 敷設計画がない場合の建設要求**

NTT東西殿に敷設計画がない場合において、他事業者から要求があったときにはコスト負担等一定の条件によりNTT東西殿は光ファイバ設備を建設することとしていただきたい。NTT東西殿の管路、とう道の使用料が高い場合には他事業者は自社での敷設が経済的に困難な場合があります。

#### **7. 申込み時の参考資料の添付等**

現在、光ファイバ設備の調査要求の申込み時に申込み書以外に資料の添付を求められることがありますが、本件に係る接続約款が施行された後は調査申込み時および接続申込み時に接続約款に記載されていない情報、資料等についてはNTT東西殿は要求できないことをご確認いただきたい。

以上